**個人情報に係る事務処理誤り等の公表方法**

【一括公表】

　毎月９日に、前々月の21日から前月の20日までに各所属から総務局行政課（情報公開グループ）に報告された個人情報に係る事務処理誤り等を取りまとめ、報道発表の方法により一括公表します。

【個別公表】

　次のいずれかに該当するときは、報道発表の方法により個別公表（一括公表資料にも掲載）します。

1.10人以上の個人情報に係る事務処理誤り等があったもの

2.今後、被害拡大のおそれがあるもの

3.業務懈怠等、著しく不適切な事務処理があったもの

4.その他個別公表すべきと判断するもの

　報道発表資料は、事案発生所属で作成し公表します。